

農業

青年就農給付金受給者を募集しています



詳しくは町産業振興課にお問い合わせください

■「青年就農給付金」受給者の募集について

「青年就農給付金」とは、青年の就業意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、国から新規就農者に対して給付金を支給する制度です。

●青年就農給付金「経営開始型」

【内容】農業を始めてから経営が安定するまでの期間（最長5年間）に給付するもの

【給付額】

最大150万円／年（最長5年間）

【要件】

・独立・自営就農時点の年齢が、原則45歳未満（平成23年4月以降の独立・自営就農が対象）

・前年の所得が350万円未満（初年度を除く）

【受給要件】

・「人・農地プラン」に位置づけられること

・農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること

・主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りていること

・生産物や生産資材などを給付対象者の名義で出荷・取引すること

・給付対象者の農産物などの売上などの経営収支について、給付対象者名義の通帳および帳簿で管理すること

●青年就農給付金「準備型」

【内容】

県が指定した農業研修機関で研修を受ける場合、研修期間などに必要な準備金を給付するもの

【給付額】

150万円／年（最長2年間）

◎青年就農給付金には、記載した要件以外にも条件や制限がありますのでお問い合わせください。

【受付期間】

随時受け付けます。

※予算の関係上、承認後すぐに給付されるものではありませんのでご注意ください。

国民健康保険

■国民健康保険財政の危機を救うためには医療費削減が重要

国民健康保険の運営は全国的に大変厳しい状況にあります。本町も例外ではありません。町国保の財政（単年度収支）は、平成24年度3,600万円の赤字、25年度7,600万円の赤字と連続赤字を計上しています。平成26年度には、6,000万円の赤字と前年と比べ額は減少していますが、赤字にあることは変わりなく極めて厳しい状況です。

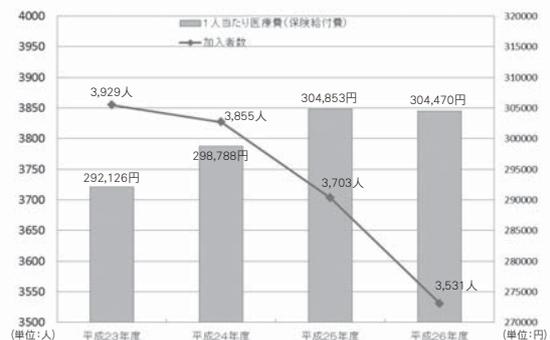
●町国保加入者の医療費（保険給付費）は増加傾向にあります

町国保財政をひっ迫させている原因の1つに、国民健康保険加入者1人当たりの医療費（保険給付費）の増加があります。

下図は、町国民健康保険の加入者数と1人当たり医療費（保険給付費）の推移を表したものです。加入者数が毎年減少しているのに対して、1人当たり医療費は平成25年度まで増加の一途でした。

平成26年度の医療費は若干減少したものの、国保財政の赤字を解消するためには、この1人当たりの医療費を抑えることが重要です。

■町国保加入者と1人当たりの医療費（保険給付費）



●健診で生活習慣病を予防して自身も国保財政も健全化

本町では、生活習慣病予防のために、特定健診の受診を勧められています。健診を受けることで、自覚症状に現れない自分の健康状態も分かり、脳こうそくや心筋こうそくなど重症化して医療費が多く掛かってしまう前に予防することができます。

生活習慣病の予防は医療費の抑制にもつながります。年に1度は必ず健診を受け、自分の健康状態を確認し国保財政の健全化を目指しましょう。

国民年金

社会保険料控除証明書が
今月から送付されます



控除証明書は確定申告などの際に必要です

■国民年金保険料の控除証明書は
大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

10月1日（木）から12月31日（木）までの間に、今年初めて保険料を納付した人については、翌年の2月上旬に送付されます。控除証明書についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

●保険料は、納期限内にきちんと納めましょう。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

●11月30日（月）は「年金の日」

11月30日（月）は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いをめぐらしていただく「年金の日」です。ぜひこの機会に、年金記録照会や年金見込額の試算などのさまざまなサービスをインターネットやスマートフォンなどでいつでも無料で利用できる「ねんきんネット」にご登録ください。

▼ねんきんネット

URL http://www.nenkin.go.jp/n_net/

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104） ✉ klg106@town.kosa.lg.jp

男女共同参画

■11月は「ドメスティック・バイオレンス防止推進月間」

ドメスティックバイオレンス（DV）とは、配偶者や交際相手など身近な関係にある人からの暴力で、あらゆる暴力を用いて相手を支配しようとする行為のことです。

また、DVを目撃した子どもは心に大きな傷を負います。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの目の前でDVが行われることは、児童虐待にあたるとされています。

■相手といると怖いと感じたり緊張したりしていませんか

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、無視

し続ける、交友関係を制限する、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど、さまざまなものがあります。

相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まず一度ご相談ください。

■DVに関する相談窓口

DVに関する相談は、電話での相談を受け付ける「DV相談ナビ」や町でも受け付けていますのでぜひご利用ください。

▼DV相談ナビ

☎ 0570・0・55210

※発信場所からお近くの相談窓口
に電話が転送されます。

※固定電話からだけでなく、携帯電話、PHSおよびIP電話（一部を除きます）からもつながります。

▼お問い合わせ先

・町福祉課（DVについて）

☎ 096・234・1114

（内線144）

✉ klg205@town.kosa.lg.jp

・町総務課（男女共同参画について）

☎ 096・234・1140

（内線222）

✉ klg202@town.kosa.lg.jp

ドメスティック・バイオレンス防止推進月間



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

町総務課 ☎ 096-234-1140（内線 222） ✉ klg202@town.kosa.lg.jp